

奈良県告示第二百二十一号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十日から施行する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表吉野保健所に勤務する出納員の項を削る。